平成２４年（フ）第２４０号
東京都西東京市南町３丁目９番６号
破産者　株式会社ハウジングスペース
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８５号
東京都府中市栄町３丁目17番地府中栄町三丁目アパート１―204
破産者　岡部　隆一
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６８号
東京都八王子市上柚木３丁目16番地１―1102
破産者　鎌田　美枝
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１２０号
横浜市緑区竹山２丁目９番地１竹山団地2902―211
破産者　有限会社鈴木塗装興業
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３号
相模原市緑区若葉台４丁目１番２号
破産者　有限会社都志建工
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第６５４号
岐阜県各務原市那加織田町２丁目５番地の１
破産者　株式会社二村建設
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
岐阜市長良福光2634番地
破産者　有限会社笠原材木店
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目１番５号
破産者　堤　　静文
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
鳥取県米子市河崎3309番地の24
破産者　有限会社鳥取ゴッデス
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８９号
岡山県浅口市金光町佐方148番地４
破産者　株式会社ＲＩＨＯＲＩＨＯ
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
岡山県浅口市金光町佐方313番地１、開始決定時の住所岡山県浅口市金光町佐方148番地４
破産者　堀　　佳子
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
熊本県天草市今釜新町3710番地１
破産者　杉本　敏郎
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２４号
熊本県天草市船之尾町19番20号
破産者　平山　克弘
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２７号
熊本県天草市浄南町３番42号　浄南第２福田ハイツ201号
破産者　水野　貴夫
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３９６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目４番地の１　カルムきよしケ丘408号
破産者　石川　和孝
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２号
千葉県佐倉市大佐倉86番地内１
破産者　藤崎　茂雄
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６４７号
千葉県千葉市緑区誉田町３―49、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地４丁目７番５号
破産者　株式会社新企画
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９９３号
東京都大田区中馬込１丁目13番14号
破産者　日版印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９９４号
東京都大田区仲六郷３丁目21―２―202、開始決定時の住所東京都大田区中馬込１丁目13―14
破産者　福間　正市
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６２３号
東京都品川区小山台１丁目３―２―109
破産者　中山　　一
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９４号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目27―７―107
破産者　谷川　義弘
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部